

●香川県告示第254号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第2項の規定に基づき新たに道路の区域となった道路の部分の供用を開始するので、同条第1項及び第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成30年9月21日から同年10月12日まで一般の縦覧に供する。

平成30年9月21日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（一般）
- 2 路線名 三木寒川線（279号）
- 3 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
木田郡三木町井戸566番1地 先から	前	8.3~12.0	71	香川用水二期農業水利事業による仮道の設置
木田郡三木町井戸1235番2地 先まで	後	11.4~18.1	71	

- 4 供用開始の期日 平成30年9月21日